

彦根市学校給食における 食物アレルギー対応マニュアル

彦根市教育委員会
令和 9 年 4 月改定

目次

(1) 学校給食における対応の原則

除去食・代替食を提供する原因食物(29品目)	1
完全除去(二者択一)と多段階対応の禁止について	1~2
完全除去対応の例外(飲用牛乳のみの停止など)	2~3

(2) 食物アレルギー対応の考え方

① 食物アレルギー対応の基本方針	3
② 学校における組織体制	3~5
③ 教育委員会の役割	5
④ 学校生活管理指導表とガイドラインに基づいた対応	5
⑤ 関係者、関係機関との連携	5
⑥ 完全除去対応	5~6

(3) 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

① 使用する頻度を検討する必要がある食物	7~8
② 調味料・だし・添加物の扱い	8
③ 料理名・使用食品の明確化	8
④ 弁当対応の考慮対象	9

(4) アレルギー対応解除申請の考え方

(5) 学校給食における対応フローチャート

小学校の対応の流れ(年間・毎月・毎日)	11~13
中学校の対応の流れ(年間・毎月・毎日)	14~16

(6) 面談時における留意事項

① 「学校生活管理指導表」配布時の説明について	17
② 面談時準備物	17
③ 面談確認事項	17
④ 各様式について	17

■ 参考資料

学校における薬品管理／エピペン®の代替投与／医師法の解釈	18
------------------------------------	----

(7) 緊急時資料

エピペン®の使い方	19
食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応モデル	20
救急要請(119番通報)のポイント	21
緊急時対応記録用紙	22
事故及びヒヤリハット事例にかかわる情報の収集・報告	23

(1) 学校給食における対応の原則

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができるようにするため、次のことを原則とする。

- 食物アレルギーを有する児童にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先する。
- 学校給食において食物アレルギー対応を行う場合には、食物アレルギー対応委員会を校内に必ず設置し組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人 日本学校保健会）」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の毎年の提出を必須とする。
- 学校及び学校給食センターの施設設備、人員等に鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 彦根市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、食物アレルギーに対する一定の方針を示すとともに、学校・学校給食センターの取組内容を確認し、把握し、環境整備や指導及び支援する。
- 学校給食で除去食・代替食を提供する原因食物は、以下の表の 29 品目を原則とする。
ただし、給食で使用しない食材は除く（p.7 参照）。

根拠規定	特定原材料等の名称
特定原材料	えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 pistachio、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

表)「特定原材料等」消費者庁 HP より参照引用

※29 品目以外の食物を原因としたアレルギー児童生徒への対応について

- ①「学校生活管理指導表」の毎年提出は必須とし、面談も行う。
- ②「アレルギー対象食品使用献立一覧表」を渡し、帳票のやり取りも行うが、給食室で除去や代替提供は行わないこととする。
- ③アレルギー用トレーを学校で用意することとする。

- 安全性確保のため、原因食物の完全除去を原則とし、多段階対応はしない。

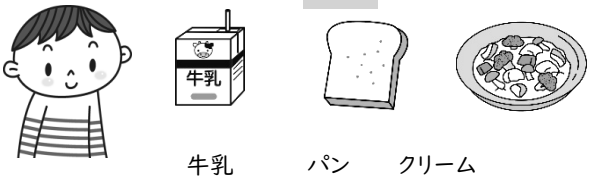
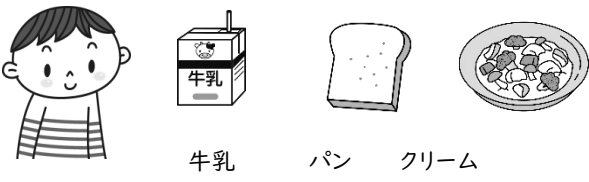
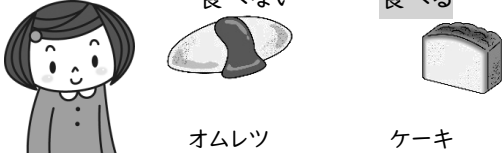
完全除去とは



「アレルギーが含まれる」とは極少量（しょうゆに含まれる小麦など、通常は除去する必要がない程度）のアレルギーが含まれる場合を除く。

多段階対応は行わない

アレルギーが含まれる量や加熱の有無等の具合によって食品ごとに「食べる」か「食べない」かを定める多段階対応は危険を伴うため、学校給食では行わない。

【 多段階対応の例 】	【 完全除去（二者択一）の例 】
乳アレルギーのAさん 飲まない 食べる 食べない  牛乳 パン クリーム	乳アレルギーのAさん 飲まない 食べない 食べない  牛乳 パン クリーム
卵アレルギーのBさん 食べない 食べる  オムレツ ケーキ	卵アレルギーのBさん 食べない 食べない  オムレツ ケーキ

完全除去対応の例外

① 飲用牛乳（発酵乳等を含む）のみ停止

乳アレルギーで飲用牛乳のみ除去の診断を受けた場合は、飲用牛乳のみを停止することができる。ただし、主治医により「**飲用牛乳のみ除去**」という旨の記載が学校生活管理指導表にある場合に限る。「**飲用牛乳のみ除去**」の指示が記載されていない場合は、乳アレルギーの完全除去対応とする。毎月のやりとりは、保護者が求めない限り不要とする。その場合は、「食物アレルギー個別取組プラン（事前調査兼面談書）」（様式 2-1）の『具体的な配慮と対応』欄に、「毎月のやり取りは不要」と記入する。

また、乳糖不耐症で飲用牛乳のみ除去の診断を受けた場合も同様。「**飲用牛乳のみ除去**」の指示が記載されていない場合は、乳糖不耐症の診断でも乳アレルギーの完全除去対応とする。乳糖不耐症は食物アレルギーではないので、毎年提出が必要な学校生活管理指導表ではなく病院の診断書を提出してもらうこと。診断書は毎年の提出は不要とする。ただし、中学校進学時は、新たな診断書を提出してもらうこととし、3年間有効とする。

② その他例外

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去の対象としない。

原因食物	内容
鶏卵	※卵殻カルシウム
	主治医により「生卵のみ除去」という指示及び記載のある場合は、給食対応を不要とすることができる。(生卵や半熟卵は提供しないため)
乳	※乳糖・乳清焼成カルシウム
	主治医により、「飲用牛乳のみ除去」という指示及び記載のある場合は飲用牛乳(発酵乳等を含む)のみを停止することができる。
小麦	※しょうゆ・酢・みそ
大豆	※大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	※ごま油
魚類	※かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	※エキス

※主治医から除去指示がある場合は**弁当対応**となる。(p.5 参照)

(2) 食物アレルギー対応の考え方

① 食物アレルギー対応の基本方針

- ・安心、安全な給食の提供をする。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立った対応をする。
- ・すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する。

② 学校における組織体制

- ・適切な食物アレルギー対応ができる土台を作る。
- ・組織の整備をする。
- ・各教職員の役割を明確にし、当事者意識を高める。
- ・校内の食物アレルギーに関する調整、管理、決定等を行う。

《学校における各職員及び関係職員の役割》

校長

- ・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、教育委員会の方針の趣旨を理解し、教職員に指導する。
- ・食物アレルギー対応委員会を設置する。
- ・個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。
- ・関係教職員と協議し、対応を決定する。

保健主事・給食主任

- ・食物アレルギー対応委員会を開催する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。

教職員

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。
- ・緊急措置方法等について共通理解を図る。
- ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにしておく。

学級担任

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別取組プラン、緊急措置方法等について把握する。
- ・給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に行之、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。
- ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。
- ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

養護教諭

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

栄養教諭・学校栄養職員（以下、「栄養教諭」とする。）

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン等立案する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・安全な給食提供環境を構築する。
- ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。

調理員

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。
- ・栄養教諭の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。

③ 教育委員会の役割

- ・学校教育課は、医師会や消防機関等の関係機関との連絡調整、事故及びヒヤリハット事例の情報収集・分析並びに再発防止策の周知を行い、事故防止に努める。
- ・学校給食センターは、学校教育課と連携し、学校給食における食物アレルギー対応に関して学校への支援を行うとともに、安全な給食提供及び事故防止に努める。

④ 学校生活管理指導表とガイドラインに基づいた対応

- ・公益財団法人日本学校保健会発行「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（令和元年度版）」による対応を基本とする。
- ・学校生活管理指導表の提出を必須とし、対象者を限定する。
- ・対象者を限定することで、安全・安心な給食提供を実現する。

⑤ 関係者、関係機関との連携

- ・保護者からの情報収集と相互理解・情報共有を図る。
- ・学校生活管理指導表運用のため、主治医・医師会との連携を図る。
- ・緊急時対応に備え、消防機関と連携を図る。
- ・進学、転学等の場合にも学校間で情報共有を図り、リスクを減らす。

⑥ 完全除去対応

- ・学校生活管理指導表に基づき、必要最小限の除去対応とし、複雑、過剰な対応をしない。
- ・対応する食品数を減らし、調理室で対応するのは原則、一料理につき一種類とする。

《対応の種類》

レベル1: 詳細な献立表対応

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応。単品で提供されるもの（例 果物など）以外は調理されると除くことができないので対応できない。

詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも、あわせて提供すること。

レベル2: 弁当対応

一部弁当対応: 除去又は代替食対応において、当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が給食で困難な場合、**協議の上**その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。

完全弁当対応: 食物アレルギー対応が困難なため、**協議の上**すべて弁当持参する。

※保護者と密に連携し、学級での指導状況や該当児童生徒等の意向等を十分に考慮した上で、具体的な対応を決定する。持参した弁当を安全で衛生的に管理する。教育委員会は学校で適切な実施が徹底されるように指導する。

レベル3: 除去食対応

広義の除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。

(例) 飲用牛乳や単品の果物を提供しない 等

本来の除去食は、調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供することを指す。

(例) かき玉汁に卵を入れない 等

レベル4: 代替食対応

広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。本来の代替食は、除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供することを指す。

(3) 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

- 校内食物アレルギー対応委員会で決定した給食対応の基本方針及び、本市の献立作成の基本方針に基づき、安全な学校給食の提供を目的に、各学校や学校給食センターの能力や環境（体制・人的環境・物理的環境）、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえて献立を作成する。
- 物資選定委員会等食品選定のための委員会は、献立作成委員会等で決定した原因物質の使用における方針に基づいて、食材の選定及び調達を行う。食品の選定で連携を図るとともに、物資選定方針等の見直しにおいても、連携がとれるようにしておく。
- 決定した献立は、詳細な献立表とともに、栄養教諭と保護者、児童生徒で確認し、学校・学校給食センターの関係職員と共有する。
- 献立を作成する際は、原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業とならないように、作業工程表や作業動線図で確認をする。
- 学校及び学校給食センターで発生したすべての食物アレルギー事故及びヒヤリハット事例は、「アレルギー事故（ヒヤリハット）発生速報」【様式5】により速やかに学校教育課へ報告する。学校教育課は、報告内容を集約するとともに、滋賀県教育委員会事務局保健体育課へ報告する。また、各学校及び学校給食センターは、報告事例を踏まえ、定期的に対応方法の評価・検討を行い、再発防止に努める。

① 使用する頻度を検討する必要がある食物

(ア) 特に重篤度の高い原因食物を含む以下の食品については、給食では使用しない。

アーモンド	アボカド
あわび	いくら
牡蠣（エキス・調味料等は使用あり）	カシューナッツ
かに（エキス・調味料等は使用あり）	キウイ
くるみ	そば
たらこ	バナナ
ピスタチオ	ほたて（エキス・調味料等は使用あり）
マカダミアナッツ	メロン
落花生	

- (イ) 特に発症数の多い原因食物：卵・乳・小麦・えび・かに・くるみなど**特定原材料 9 品目・特定原材料に準ずるもの 20 品目**は提供方法等を工夫する。提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な調理や料理名とする。
- (ウ) その他、対応申請のあった食物については児童生徒の実態に応じて、対応を協議する。
- (エ) 上記の食品のみが原因食物で、給食での対応が不要である場合は、保護者からの要望がなければ、面談や管理指導票の提出は不要とする。ただし、給食を除く学校生活におけ

る配慮を聞き取る必要がある場合は、面談を実施し、「食物アレルギー個別取組プラン（事前調査兼面談書）」（様式 2-1）の『具体的な配慮と対応』欄に、「給食での対応は不要」と記入する。その際栄養教諭の同席は必須としない。次年度以降は保護者からの給食での対応の要望がなければ、病院での診察、管理指導票の提出は不要とする。

② 調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

小麦の例

このような表示であれば、特に医師の指示が無い限り基本的に除去の必要はない。

名称：肉だんご
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

＊これらの調味料・だし・添加物等にアレルギー症状を有する場合は、学校給食への対応について、主治医と連携・確認をする。

③ 料理名・使用食品の明確化

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫する。

献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。

（ア）献立表

- ・料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有する。
- ・加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにする。

（イ）料理名

- ・原因食物が使用されていることが明確な料理名とする。

④ 弁当対応の考慮対象

以下の(ア)(イ)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

(ア) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

a) 調味料・だし・添加物の除去が必要

②の表に加え、日本食品標準成分表 第17群に該当する調味料の除去が必要

b) 加工食品の原材料欄外表示(注意喚起表示)がある場合についても除去の指示がある (注意喚起表示例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品製造工場では小麦、乳を含む製品を製造しています」

○原材料の採取方法によるもの(ただし湖魚はのぞく)

「本製品で使用している●●は、えび、かにが混ざる漁法で採取しています」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています」

c) 多品目の食物除去が必要

d) 食器や調理器具の共用ができない

e) 油の共用ができない

f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(イ) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

○単にエピペン[®]所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はない。

○a)~f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれる。

○c),d)に該当する場合、毎日完全弁当対応とする。

食物アレルギー対応を行うための各学校及び調理場での状況(人員や設備、作業区域、食数など)が異なるため、県内一律に対応を推進することはできません。各調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態を総合的に判断し、児童生徒の安全を第一に学校給食を提供することを目的に、設備や人員等各施設に応じた適切な対応を検討します。各学校及び調理場での食物アレルギー対応については、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)に準じて行います。

(参考:滋賀県教育委員会「学校におけるアレルギー児童生徒への対応指針」)

(4) アレルギー対応解除申請の考え方

年度途中に解除の場合	年度末に解除の場合
① 除去解除申請書(様式14)を保護者へ渡す。 ② 除去解除申請書(様式14)をもとに、校内食物アレルギー対応委員会での検討・決定事項(様式3)を作成。 ③ 校内食物アレルギー対応委員会を開催し、対応の検討・決定をする。 ④ 食物アレルギー個別取組プランの実施決定について(様式4)、食物アレルギーによる学校給食対応食同意書(様式5)を保護者へ配布。 ⑤ 食物アレルギーによる学校給食対応食同意書(様式5)で同意を得てから対応開始。	学校生活管理指導表が新しくなるため、除去解除申請書(様式14)の提出や学校生活管理指導表の修正は必要なし。

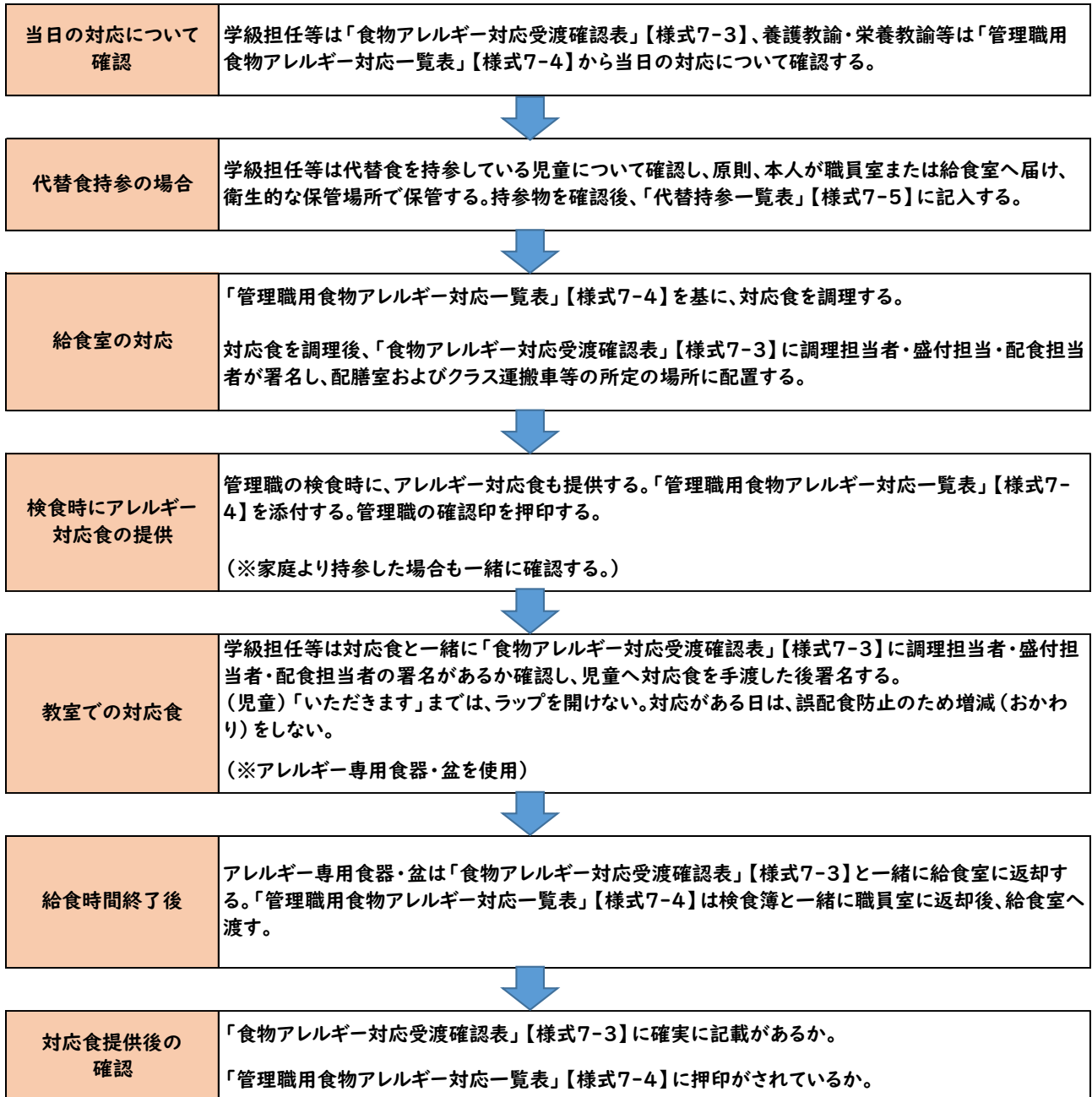
(5) 学校給食における対応フローチャート



小学校の対応の流れ（毎月）

保護者へ 詳細献立配布 ＜栄養教諭・養護教諭＞	教育委員会から学校へ配布される「アレルギー対象食品使用献立一覧表」【様式6】・「食物アレルギー対応表」【様式7-1】・「食物アレルギー対応例一覧」【様式7-2】を保護者に配布する。 ※栄養教諭・養護教諭等→担任→児童→保護者
給食のアレルギー 対応希望について	保護者が「食物アレルギー対応表」【様式7-1】に対応希望を記入する。 (※「食物アレルギー対応例一覧」【様式7-2】を参考に記入) 保護者欄に押印し学校へ提出する。
食物アレルギー対応受渡確 認表の作成	保護者から返却された「食物アレルギー対応表」【様式7-1】を基に、栄養教諭が「食物アレルギー対応受渡確認表」【様式7-3】を作成する。
対応委員会の開催	「校内食物アレルギー対応委員会」を開催し、保護者から返却された「食物アレルギー対応表」【様式7-1】と「食物アレルギー対応受渡確認表」【様式7-3】を基に検討、確認する。担当者は確認印を押印する。 【委員会構成員】校長・教頭・養護教諭・保健主事・給食主任・栄養教諭・学級担任
保護者にアレルギー対 応について知らせる。 ＜栄養教諭・養護教諭＞	対応内容が記載された「食物アレルギー対応表」【様式7-1】・「食物アレルギー対応表」【様式7-1】のコピー・「食物アレルギー対応受渡確認表」【様式7-3】を保護者に渡す。【様式7-1】のコピーと【様式7-3】は保護者控えに、【様式7-1】は保護者最終確認印を押印し学校に提出する。 学校（様式7-1、7-1のコピー、7-3）→保護者（様式7-1に押印）→学校
管理職用アレルギー対 応一覧表・代替持参一 覧表を作成	「食物アレルギー対応受渡確認表」【様式7-3】を基に、栄養教諭が「管理職用食物アレルギー対応一覧表」【様式7-4】、「代替持参一覧表」【様式7-5】を作成し、管理職・養護教諭・栄養教諭等で確認をする。

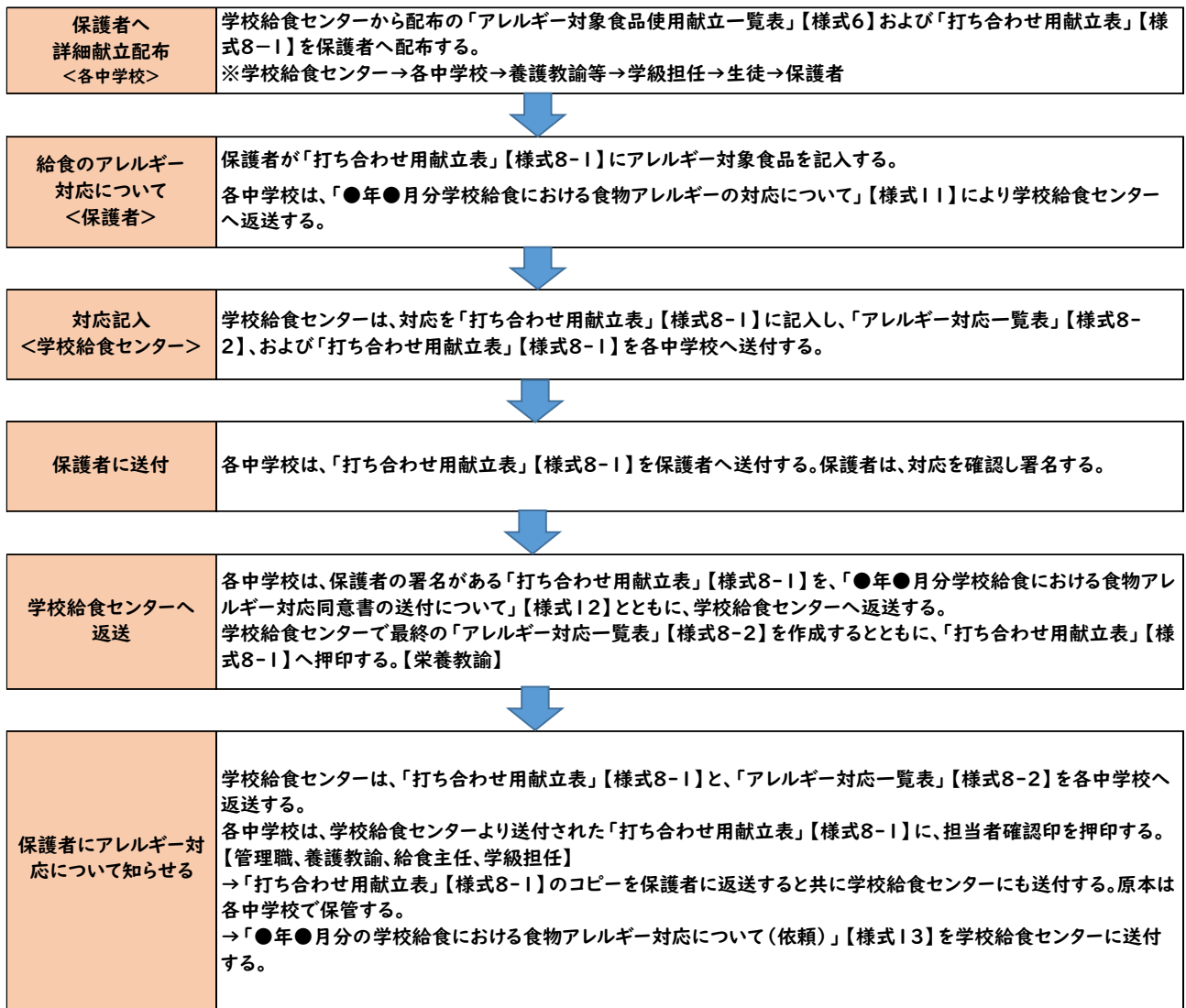
小学校の対応の流れ（毎日）



中学校の対応の流れ（年間）

対応申請の確認	保護者に「アレルギー調査表」の提出依頼をする。＜養護教諭＞ ①（新1年生） 中学校に向けた対応の調査をする。【様式1-2】…10月（※1） ②（進級時） 新年度に向けた対応の調査をする。【様式1-2】…10月 ③（新規発症・転入生） 新規発症時・転入時に調査をする。【様式1-2】…随時 （※1）新1年生の文書のやり取りは、通知および回収は小学校で行い、とりまとめ及び学校給食センターへの報告は、進学する中学校を経由する。
個別面談 12月～2月中旬	保護者へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）および食物アレルギー個別取組プラン（事前調査兼面談調書（様式2-1）の提出について（お願い）」【様式1-3】、「食物アレルギー個別取組プラン（事前調査兼面談調書）」【様式2-1】を配布し、保護者は「学校生活管理指導表」（※2）と「食物アレルギー個別取組プラン（事前調査兼面談調書）」【様式2-1】を提出する。＜養護教諭＞ 書類をもとに保護者と個別面談を実施する。（中学校にて実施） 【面談者】保護者・管理職・養護教諭・栄養教諭等 （※2）面談時、養護教諭は学校生活管理指導表のコピーを栄養教諭へ渡す。
面談調書の作成 2月～3月上旬	「校内食物アレルギー対応委員会での検討・決定事項」【様式3】の作成＜養護教諭＞ 面談を受け、養護教諭は「健康上管理を要する児童・生徒の状況（食物アレルギー）」【様式2-2】を作成し、栄養教諭へ送付する。栄養教諭の確認後、養護教諭は「校内食物アレルギー対応委員会での検討・決定事項」【様式3】を作成する。
対応委員会の 設置と開催 3月上旬	「校内食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応方法の検討・決定をする。 【委員会構成員】校長・教頭・養護教諭・保健主事・給食主任・栄養教諭・学級担任 「校内食物アレルギー対応委員会での検討・決定事項」【様式3】を学校給食センターに送付し、栄養教諭は確認後押印し、返却をする。
最終調整と 情報の共有 3月中	「食物アレルギー個別取組プランの実施決定について」【様式4】、「食物アレルギーによる学校給食対応食同意書」【様式5】の作成＜養護教諭＞ 学校は「食物アレルギー個別取組プランの実施決定について」【様式4】にて、保護者へ対応内容を通ずる。（※3） （※3）様式4、5を保護者へ通知し、様式5を回収する。 「●年度食物アレルギー対応実施決定書の送付について」【様式10】とともに、「校内食物アレルギー対応委員会での検討・決定事項」【様式3】、「食物アレルギーによる学校給食対応食同意書」【様式5】、学校生活管理指導表の写しを学校給食センターに送付する。
対応委員会の開催 4月上旬	「校内食物アレルギー対応委員会」を開催し、新体制で対応を確認する。（研修実施） 校長は、「校内食物アレルギー対応委員会」で決定した内容を全教職員に周知徹底をする。 【委員会構成員】校長・教頭・養護教諭・保健主事・給食主任・学級担任・（栄養教諭）
対応開始	学校給食における食物アレルギー対応を開始する。
給食対応	学校給食センターから配布される「アレルギー対象食品使用献立一覧表」【様式6】を保護者に配布。保護者が確認し、「打ち合わせ用献立表」【様式8-1】にアレルギー対象食品を記載する。（希望により個別面談を行う）

中学校の対応の流れ（毎月）



中学校の対応の流れ（毎日）

当日の対応について 確認	管理職、養護教諭、学級担任、関係教職員は「アレルギー対応一覧表」【様式8-2】をもとに、当日の対応について確認する。
代替食持参の場合	本人が管理することを基本とするが、学校は衛生的な保管方法について確認する。給食センターはアレルギー専用食器、盆、「食物アレルギー対応カード」【様式9】を該当学級へ送る。
学校給食センターの 対応	給食センターは、「アレルギー対応一覧表」【様式8-2】を基に、対応食を調理する。 該当者への対応食を調理後、調理担当者、盛付担当者は「食物アレルギー対応カード」【様式9】に署名する。配送員は、各校のコンテナに間違いなく入れたかを確認し、署名をする。
各中学校配膳室での 対応	配送員は各中学校へ配送し、配膳員は受け取り確認の署名をする。配膳員は該当学級の階へ配膳する。
検食時にアレルギー 対応食の提供	学校給食センターでの検食時に、アレルギー対応食も提供する。
教室での対応食	原則本人と担任もしくは学年の教員が配膳室に对应食を受け取りに行く。教員は対応食を該当生徒に手渡しし、「食物アレルギー対応カード」【様式9】に、調理担当者、盛付担当者、配送担当者、配膳室担当者の署名があるか、生徒の対応に間違いがないか、また生徒が間違いなく食べていることを確認した後、「食物アレルギー対応カード」【様式9】に署名をする。 ※アレルギー専用食器、盆を使用。 (生徒)「いただきます」までは、ふたを開けない。対応がある日は、誤配食防止のため増減(おかわり)をしない。
給食時間終了後	生徒は、アレルギー専用食器・盆を配膳室に返却する。 「食物アレルギー対応カード」【様式9】は養護教諭へ渡す。1年間保管する。
対応食提供後の 確認	養護教諭は「食物アレルギー対応カード」【様式9】に関係者の署名があるか確認をする。

(6) 面談時における留意事項

① 「学校生活管理指導表」配布時の説明について

- ・「学校生活管理指導表」は、次年度の対応決定に必要なため、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。

② 面談時準備物

保護者提出文書		・学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）
		・食物アレルギー個別取り組みプラン（事前調査兼面談調書）【様式2-1】
学校の準備物	養護教諭	・食物アレルギー面談確認事項
	栄養教諭	・食物アレルギー対応にかかる面談書類（3種類） ・アレルギー対象食品使用献立一覧表【様式6】 ・打合せ用献立表【様式7-1または8-1】

③ 面談時確認事項

- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の有効期限を確認する（継続管理者）。
- ・医薬品預り書提出について説明をする。
- ・内服薬の使用期限については、家庭で管理をお願いする。
- ・アレルギー対応日は誤配食防止のため、おかわりができないことので了承を得る。
- ・学校生活上必要な範囲で、教職員及び関係児童生徒へ情報共有することについて説明し、保護者の理解を得る。
- ・次年度以降の対応継続についても、毎年、医師の診断による「学校生活管理指導表」を提出いただく必要があることを説明する。

④ 各様式について

各様式は、教育委員会が指定する共有フォルダに保管する。

■ 参考 学校における薬品管理について

Q. 学校において教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用することはできますか。
法律上はどのようなになっているのか教えてください。

A. 教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医療行為にあたるので行うことはできません。しかし、以下の条件を満たしており、事前に保護者からの具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により投与された医薬品について、医師等の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば医薬品の使用の介助が可能です。

▼3つの条件

1. 児童生徒の容態が安定していること
2. 医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要ではないこと
3. 医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

学校における薬品管理マニュアル（公益財団法人 日本学校保健会）より一部引用

■参考 人命救助の観点からの「エピペン®」の代替投与について

「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射をすることを目的に作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でないもの（本人と家族以外の者である第3者）が「医行為」を反復継続する意思を持って行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射をすることは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（財団法人日本学校保健会）P33より抜粋

■ 参考 医師法第17条の解釈について

文部科学省照会文（25ス学健第17号 平成25年11月13日）

「医師法第17条の解釈について（照会）」より抜粋

学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態にある場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン（商標登録）」）を自らが注射できない本人に代わって注射する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日）において示している内容に即して教職員が注射を行うのであれば、医師法違反にならないと解してよろしいか。

厚生労働省回答文（医政医発1127第1号 平成25年11月27日）

「医師法第17条の解釈について（回答）」より抜粋

貴見のとおり。

(7) 緊急時資料

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

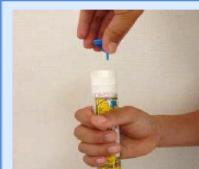
② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える

**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！**

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくるところです。絶対に指や手等で触れたり、押したりしないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



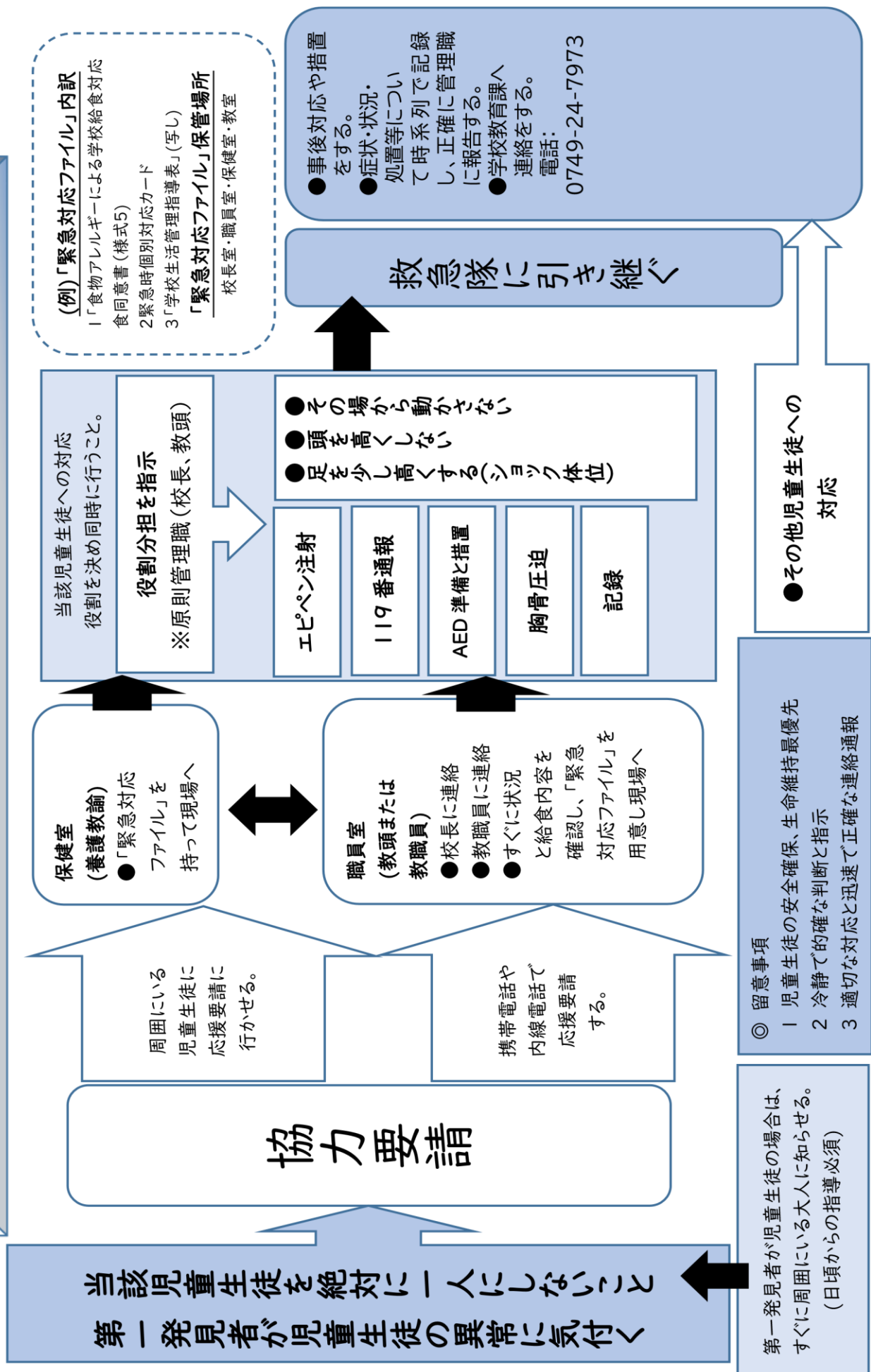
座位の場合



東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・(公財)日本学校保健会

食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル



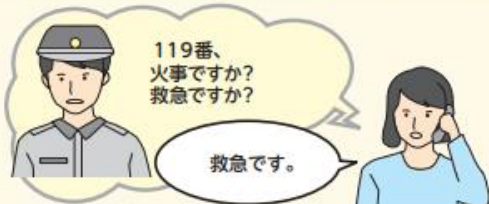
救急車要請時には(119番通報)、下記のポイントを参考に消防職員に正しく必要な情報を伝える。
(出典:「学校におけるアレルギー疾患のある児童生徒への対応指針」滋賀県教育委員会)

D 救急要請(119番通報)のポイント

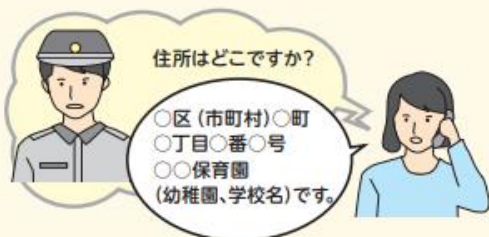
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

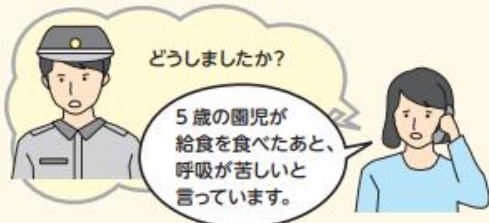


②救急車に来てほしい住所を伝える



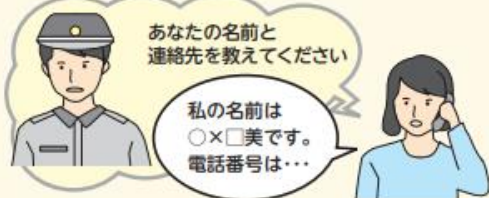
住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



エビペン®の処方やエビペン®の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える



119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

緊急時対応記録用紙

【滋賀県版 緊急時対応記録用紙】

児童生徒名	学校 年 組		記録者名			
食べた時刻	令和 年 月 日	食べた状況		(食べたもの)		
	(午前・午後)	時 分		(量)		
処 置	緊急時処方薬	時 分 ・なし				
	エピペン使用	時 分 ・なし				
	その他					
	救急車要請 医療機関連絡	要請時刻	時 分	到着時刻	時 分	
	保護者	連絡時刻	時 分 (父・母・祖父母・兄弟姉妹)			
経 過	時 刻	内 容				
	時 分			☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 便尿をもらす ☐ 脈が触れにくい ☐ 唇が青白い ☐ 大が吠えるような咳 ☐ 声がかすれる ☐ 繰り返す嘔吐 ☐ 強い腹痛		
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分			☐ 数回の軽い咳 ☐ 中等度の腹痛 ☐ 1～2回の嘔吐 ☐ 1～2回の下痢 ☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ ☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がる 蕁麻疹・赤み		
	時 分					
	時 分					
	時 分					
	時 分			☐ 軽い腹痛・吐き気 ☐ 目のかゆみ充血 ☐ くしゃみ・鼻水 鼻づまり ☐ 口の中の違和感 ☐ 軽度のかゆみ 部分的な赤み ☐ 数個の蕁麻疹		
	そ の 他					
*経過観察は、5分ごとに注意深く観察し、症状に改善が見られないときは救急対応すること。						

エピペン使用と救急車要請
 ひとつでもあてはまる場合は、

エピペン準備と医療機関受診
 経過を記録しながら

経過観察
 安静にし、注意深く

事故及びヒヤリハット事例にかかわる情報の収集について

エピペン®を使用した事案、アレルギー疾患による救急搬送事案は、管理職が「アレルギー事故（ヒヤリハット）発生速報」にて、彦根市教育委員会事務局学校教育課へ報告をする。

（報告の流れ）

各校管理職→彦根市教育委員会事務局学校教育課→滋賀県教育委員会事務局保健体育課

様式5
（メール送信）
彦根市教育委員会 教育長 様

（送付文不要）
令和 年 月 日 時 分現在

学校名			
校長名			

アレルギー事故（ヒヤリハット）発生速報

学校認識日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	記載者	
発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	☐ 学校管理下 ☐ 学校管理下外	
被害者	年 組	氏名（イニシャルで記載） 男・女	学校生活 ☐ 有 管理指導員 ☐ 無
疾患名	食物アレルギー・アナフィラキシー・運動誘発アナフィラキシー・ぜん息・その他アレルギー（ ）・ヒヤリハット事例		
発生場所	☐ 教室 ☐ 廊下 ☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 校外（ ）		
原因	☐ 誤食（内容 ） ☐ 誤配 ☐ 食後の運動 ☐ 蜂 ☐ 不明 ☐ その他（ ）		
事故の状況			
症 状 （ヒヤリハット事例の場合は不要）	☐ 激しい腹痛 ☐ 嘔吐または下痢（複数回） ☐ 咳（頻回） ☐ 喉が締めつけられる ☐ 声がれ ☐ 息苦しい ☐ ゼーゼー ☐ ぐったり ☐ 唇や爪が青白い ☐ 意識障害 ☐ 失禁 ☐ 脈が触れにくい ☐ その他（ ）		
発生時の対応 （ヒヤリハット事例の場合は不要）	☐ 薬（ ）を内服・吸入		
	☐ エピペン®使用（有の場合） ☐ 本人が使用 ☐ 本人以外（ ）が使用 （具体的に記載）		
	救急搬送	☐ 時 分 搬送先医療機関（ ） ☐ 無	
改善に向けた取組			

（報告の流れ）☐市町学校園 → 市町教委 → 県教委 ☐県立・国立学校園 → 県教委
☐私立学校園 → 県私学・県立大学振興課 *捺印不要